13 町営住宅

① 老朽化が著しく、安全性の確保ができない団地及び維持補修に多額な費用がかかる団地については、新規入居の停止を行う。
② 維持補修で長寿命化が図れる団地については、維持補修に努める。
③ 平成25年度は、社会資本整備総合交付金事業を活用し、大浦団地外壁屋上改修工事（4棟20戸）、伏原団地建替え工事に係る実施設計（簡易耐火平屋建て32戸）を計画している。

14 水道事業

① 水道施設等は、経年劣化による老朽化が著しく、更新改良時期を迎えた物件が多い現状ではあるが、平成29年度末の伊良原ダムの完成を見据え、簡易な維持補修を行いながら、施設の延命を図る。
② 伊良原ダム完成後の平成30年度に向け、各配水池・送水管・配水管・浄水場の計画的な改善・整備・統合等を行い、安全で安定した良質な水道水の供給に努める。

15 医療・福祉

① 小学校3年生までの医療費無料化を、継続して実施する。
② 国民健康保険の特定健診に係る受診者の個人負担無料化を継続して実施する。
③ 後期高齢者医療では、広域連合と連携して、高齢者の生活の質を重視した必要かつ適正な医療サービスの提供に努める。
④ 平成20年度より導入されている特定健診・特定保健指導事業について、受診率向上への取り組みや、きめ細かな保健指導により、糖尿病や高血圧・高脂血症などの生活習慣病の重症化を防止するよう努める。
⑤ 母子保健事業について、引き続き乳児家庭全戸訪問事業を実施し、母親の育児不安の解消を図る。
⑥ 平成25年度は、母子保健法の権限移譲を受け、低体重児等の届け出や訪問指導・養育医療の給付事務を町で実施し、更に幅広い相談・指導業務の推進を図る。
⑦ 妊婦健診事業についても、14回の助成を継続し、安全に安心して出産に臨める環境の充実に努める。
⑧ 予防接種事業についても、小児のヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンが任意接種から定期接種に追加されたことを受け、引き続き実施する。
⑨ 平成25年度より、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種に対する一部助成事業を行う。
⑩ 地域包括支援センターをコスモス保健センター内に設置することで、高齢者のさまざまな相談・指導業務のきめ細かいサービス提供に努める。
⑪ 介護予防事業として、高齢者の閉じこもり予防や仲間づくりなどの取り組みを、運動普及推進員や食生活改善推進員等の住民組織と協働して行う。
⑫ 障がい者福祉では、平成25年度より障がい者総合支援法が適用となり、更にきめ細やかなサービスの提供と支援の充実に努める。
⑬ 老朽化した町立保育施設の計画的な設備整備を行う。
⑭ 民間保育所についても、保育に適した安全な環境整備が行えるよう、支援の充実に努める。
⑮ 町立保育所については、今後民間移譲を視野に協議を進める。
⑯ 放課後児童クラブについては、対象児童を小学校6年生まで拡大し、施設整備も含め、児童の健全育成と子育て支援を図る。
⑰ 子育て家庭の育児相談や、子どもの安全な環境保持などの支援充実に努める。

16 太陽光発電設備

① 平成25年度も、設備設置に対し助成措置を行うが、平成24年度及び25年度に国からの補助を受けて設置した人を対象とする。

17 下田川清掃施設組合

① 平成25年2月15日付けで福智町・糸田町が共同でゴミ及びし尿処理の事務作業を行う「一部事務組合」の設立が県知事より許可された。今後は、ゴミ焼却場建設等の課題に対し、組合議会を中心に検討を重ね、具体的な対策の推進に努める。

18 支所

① 方城支所は、支所機能の移転や、電算室の移設を進め、民間移譲（売却）の環境づくりに努める。
② 赤池支所も、用途変更を含め、具体的な活用方法の検討を進める。

19 診療所

① コスモス・方城両診療所とも、医師の確保を含め、住民の安心・安全につながる運営に努める。

20 教育・学習・文化

① 少人数授業や少人数クラス編成実施のため、町採用教育職員の町内小中学校への配置を継続する。
② 学校施設の整備に努める。
③ 小中学生の読書への関心を育てるため、引き続きその環境整備に努める。
④ 図書環境の整備のため、可能な限り現状の見直しを行う。
⑤ 住民の各種研修や学習機会の充実のため、その条件整備に努める。
⑥ 個人や団体の文化活動に対し、可能な限り支援を行い、文化的風土の醸成に努める。

21 税・使用料

① 納税する資産があるのに納付しない滞納者に対し、債権を中心とした差押えの強化を、継続して行う。
② 住宅新築資金等の滞納は、借受人の高齢化や不況による失業、少ない年金生活、生活保護の適用など、さまざまな要因があるが、生活に支障をきたさない範囲での支払い要請を継続して行う。また、悪質滞納者に対しては、法的措置を行使しながら、徴収率の向上に努める。
③ 住宅使用料等の滞納についても、悪質滞納者に対して訴訟を起こし、明渡し請求などの手続きを継続して行う。また、徴収に応じない入居者については、督促や催告、契約解除通知を送付し、滞納金の回収に努める。
④ 水道料金の滞納についても、給水停止を含めた徴収体制の強化を図り、滞納額の減少に努める。
⑤ 給食費や保育料の滞納者に対し、学校や保育所と連携しながら、徴収効果の向上を図る。

22 職員研修

① 行政職員としての資質向上を図るため、各種研修への参加を奨励する。
② 県や企業への派遣研修を奨励する。
③ 公共サービスの提供者として、接遇マナーの向上や、意識改革を促す研修を実施する。
④ 観光のまちづくりを推進するために、全職員を対象に、町内の観光資源等の学習会を開催する。